

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの期間、同年8月から38年3月までの期間及び同年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたとも認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年3月まで
② 昭和37年8月から38年3月まで
③ 昭和38年9月から39年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、納付の免除期間となっているが、A町役場の国民年金係長だったBさんから納付書をもらい、同町のC国民年金納付組合で組合長をしていた義父が、昭和43年10月ころに納付していなかった保険料を一括で納付したと聞いている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、いずれも国民年金保険料納付の免除期間であり、申立期間以外の保険料はすべて納付済みであることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の義父が、昭和43年10月ころに納付していなかった国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立人の記憶しているA町役場のB氏は、同町の人事記録から、41年5月1日から44年11月1日までの間に国民年金係長であったことが確認できる。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期に申立人が住んでいたA町の国民年金被保険者名簿は確認できないものの、申立人が婚姻前に住んでいたD町の国民年金被保険者名簿では、申立期間のほかに、昭和39年度及び40年度が国民年金保険料納付の免除期間となっているが、申立人が昭和50年5月以降に転居したE市の国民年金被保

険者名簿では、当該期間の保険料は納付済期間となっていることが確認できることから、申立人の義父が、A町で申立期間の保険料を追納したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の納付記録は、国民年金保険料の納付済期間と申請免除期間が年度内に混在しており、特殊な納付記録であることから、申立人の国民年金被保険者台帳は、国が特殊台帳として保管すべき記録であるが保管されていない上、日本年金機構F事務センターでは、当該台帳が保管されていない理由について、「不明である。」と回答しており、行政側の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案519

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を最寄りの金融機関で納付してきたが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和45年4月ころと推認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能である上、申立人の所持する国民年金手帳から、申立期間直後の昭和45年度分の保険料は、昭和45年4月1日に前納していることが確認できることから、申立人が、申立期間直後の保険料を前納しながら、申立期間の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、母親から勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。

厚生年金保険に加入した時も、辞めた時も、その都度必ず年金資格の切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険、国民年金及び共済組合の切替及び免除申請手続きも適正に行われており、年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区で昭和46年7月ころ及び51年4月ころに払い出されており、いずれの国民年金手帳記号番号でも申立期間の国民年金保険料は納付できたところ、申立期間後の昭和53年4月から同年6月までの保険料は、二つの国民年金手帳記号番号で重複納付している。

さらに、申立人のA区の年度別納付状況リストは、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号の記録のみが反映され、最初に払い出された国民年金手帳記号番号の記録は反映されておらず、行政側の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案521

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月

私が20歳のころに父親が国民年金への加入手続を行い、婚姻するまでは、父親が家族の分の国民年金保険料を納付していた。

兄からは、国民年金保険料をA町農業協同組合の組合員勘定で納付していたと聞いている。

当時、同居していた両親及び兄は、国民年金保険料が納付済みとなっているので、私の国民年金保険料も納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親が家族の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、申立人の両親及び兄は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの保険料を完納している上、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和38年6月10日であり、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付による保険料の納付が可能な時期であることから、父親が申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和45年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③、及び申立期間④のうち昭和47年5月18日から同年6月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のB有限会社における資格取得日に係る記録を46年9月30日、資格喪失日に係る記録を47年6月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月5日から同年4月1日まで
② 昭和45年12月5日から46年7月10日まで
③ 昭和46年9月30日から47年3月1日まで
④ 昭和47年5月18日から同年8月1日まで

申立期間①について、株式会社Cに入社したのは、昭和45年の正月三日を旅館で過ごした後に、旅館の隣の八百屋の社長が理事長だったため、義理の妹と一緒に勤務することになった。入社した日ははっきり覚えているし、勤務もしていた。

申立期間②について、有限会社Aには、公共職業安定所の紹介で入社し、商品を配達していたこと、車を運転していて大変だったことを覚えている。D県のE町にあった会社がF町に移ったのも記憶している。

申立期間③及び④について、B有限会社には、公共職業安定所の紹介で入

社した。ちょうどこの時期に自家用車を買ったのでよく覚えている。

いずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は持っていないが、勤務していたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、事業所名は不明であるものの、加入記録が確認できるところ、当該雇用保険の加入記録に係る事業所番号は、有限会社Aでの勤務が確認できた複数の同僚の雇用保険の加入記録に係る事業所番号と一致することを踏まえると、当該事業所番号は同社の事業所番号と考えられることから、申立人は雇用保険の加入期間において、同社で勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚から、「入社後すぐに厚生年金保険に加入した。」との回答が得られたところ、雇用保険の加入記録が確認できた10人のうち8人について雇用保険と厚生年金保険の資格取得日がおおむね一致していることから、同社では、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、雇用保険の加入期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは昭和62年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の状況について確認することはできない上、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③及び④について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、事業所名は不明であるものの、加入記録が確認できるところ、当該雇用保険の加入記録に係る事業所番号は、B有限会社での勤務が確認できた複数の同僚の雇用保険の加入記録に係る事業所番号と一致することを踏まえると、当該事業所番号は同社の事業所番号と考えられることから、申立人は雇用保険の加入期間において、同社で勤務していたことが認められる。

また、申立期間③において、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が同日である同僚が二人確認できる上、申立期間③及び④において、雇用保険の加入記録が確認できた同僚6人の厚生年金保険の加入記録によれば、雇用保険の離職日よりも前に厚生年金保険の資格を喪失している者はいないことが確認できることから、B有限会社では、雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いであったものと考えられる。

一方、申立期間④について、B有限会社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和47年5月18日に資格喪失していることが確認できるが、同日以降も同年6月17日まで雇用保険の加入記録は継続しており、在職中にもかかわらず厚生年金保険の資格のみを喪失させる合理的理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③、及び申立期間④のうち昭和47年5月18日から同年6月18日までの期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB有限会社における昭和47年3月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和60年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の状況について確認することはできない上、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該期間における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④のうち、昭和47年6月18日から同年8月1日までの期間については、雇用保険の離職日（昭和47年6月17日）以降にも申立人が勤務していたとする証言等は得られない上、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、当時の同僚4人に照会したところ、いずれも申立人のことを覚えていない上、このうち一人は、当時は入社後数か月の見習期間があ

った旨の供述をしているとおり、当該同僚の入社時期と厚生年金保険の資格取得日は一致していないことから、株式会社Cでは、すべての従業員について、入社当初から厚生年金に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、株式会社Cに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和45年4月1日資格取得から同年5月20日資格喪失までは確認できるものの、この期間より前の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の義妹には、株式会社Cでの厚生年金保険の加入記録は確認できない上、義妹は、「義兄より少し後から勤務し始めて、昭和45年3月15日ころまで義兄と一緒に勤務していた。義兄よりも前に退職したので厚生年金保険に加入していたかについては分からない。」と供述していることから、厚生年金保険の資格を取得する前に退職したものと考えられる。

加えて、株式会社Cは現存事業所であるものの、当時の資料は無いとしており、申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の控除等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案522

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から56年3月まで

昭和54年6月ころに、妻がA市役所で、私の国民年金への加入手続と妻の種別変更手続を行った。

私が国民年金に加入してからは、妻が夫婦の国民年金保険料を金融機関で納付しており、その後、互助会を利用して保険料を納付するようになった。

妻の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月ころに、申立人の妻がA市役所で、申立人の国民年金への加入手続と妻の種別変更手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、58年4月16日に払い出されていること、及び妻の種別変更時期は、国民年金被保険者台帳の社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）への年金記録の進達時期から、58年2月ころであることが確認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、夫婦の国民年金保険料を妻が金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間後の昭和56年4月から58年3月までの申立人の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申

立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年9月まで

私は、会社を辞めた平成2年3月ころに、A社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続と健康保険の任意継続手続を同じ窓口で行った。

申立期間に係る国民年金保険料は、A社会保険事務所から送付されてきた納付書で、毎月、月額7,000円ほどを金融機関で健康保険任意継続保険料と一緒に納付していた。

平成2年10月から病院に勤めたため、国民年金保険料の領収書等については、当該病院で年末に社会保険料控除の申告の際に提出したので、現在は所持していないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月ころに、A社会保険事務所で厚生年金保険から国民年金への切替手続と健康保険の任意継続手続を同じ窓口で行ったと主張しているが、日本年金機構B事務センターでは、「社会保険事務所では、健康保険の任意継続手続は可能であったが、厚生年金保険から国民年金への切替手続は市町村で手続するよう案内していた。」と回答しており、A社会保険事務所で国民年金への加入手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間の国民年金被保険者資格は、オンライン記録から、平成7年4月24日付けで追加されていることが確認でき、当該記録が追加されるまでは国民年金の未加入期間となり、申立人に対して納付書は作成されず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、別の国民年金

手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成2年10月から勤務していた病院に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書を提出したと主張しているが、同病院では、「税務関係資料等の保存年数は7年としているため、申立期間にかかる調査は不能である。」と回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案524

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和54年4月から国民年金に加入し、55年10月分からは口座振替で国民年金保険料を納付してきた。

口座振替停止の手続をした記憶も無いし、A市が発行した昭和55年度の10月分から57年度までの「口座振替のお知らせ」のはがきも保管している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人が昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者として国民年金被保険者資格を再取得するまでは、国民年金への加入手続を行った形跡は確認できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対して国民年金保険料の口座振替は行われなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から43年11月まで

申立期間当時、私は、両親の経営する貴金属加工販売店に兄及び姉と共に勤めていた。店では、母親が経理及び社会保険関係を分担しており、兄及び姉の国民年金保険料を納付していた。

申立期間は、国民年金の未加入期間となっているが、母親が兄及び姉と同様に、私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対して納付書は発行されていなかったと考えられる。

また、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の状況を確認することはできない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A株式会社B支店の退職は月末だったと思うので厚生年金保険の資格喪失日は違う。当時は営業として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店を昭和 60 年 8 月 31 日に退職したと主張しているが、雇用保険の離職日は同年 8 月 30 日となっているほか、同事業所での厚生年金保険の資格喪失日が月末と記録されている元従業員で雇用保険の加入記録を確認できた 7 人のうち、申立人を含む 5 人は厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、当時の事務担当者からも、申立期間に係る保険料を控除していたことをうかがわせる証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務の実態、退職年月日及び厚生年金保険料の控除の事実を確認できる証言等は得られなかった。

さらに、申立事業所は合併により平成 9 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、合併後の事業所からは、当時の資料等の提出は無く、申立内容を裏付けることはできない。このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月1日から8年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成8年8月1日から10年8月29日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から10年8月29日まで
A株式会社における当時の給与は月額35万であったが、給与に対し少ない標準報酬月額となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社における申立人の標準報酬月額の記録は、申立期間のうち、平成4年9月から8年7月までは15万円となっているところ、申立人は当該期間に係る給与は月額35万円であったと主張している。

しかしながら、申立人は当該期間当時の給与額を確認できる資料等は保管しておらず、当該期間当時、社会保険の手続を担当していた申立人の元妻に照会したが回答を得られないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、平成10年8月29日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年9月4日付けで申立期間のうち8年8月1日から10年8月29日までの期間に係る標準報酬月額（平成8年8月から9年11月までは15万円、9年12月から10年7月までは38万円）が、さかのぼって9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、元従業員は、「会社の経営状況が悪く、申立期間当時、給与の支払いはあったが、遅れがあった。」と証言していることから、A株式会社における社会保険料の滞納があったことがうかがえ、当該訂正処理は、未納となった社会保険料の整理のために行われたものと推認される。

また、前述のとおり申立人は当該期間において、A株式会社の代表取締役であったことが確認できる上、前述のとおり、当該訂正処理について申立人は「標準報酬月額の減額の訂正処理についての指示はしていないし、会社の社会保険料の手続は事務員が勝手にやったのかもしれない。自分は営業をしていたので処理については分からない。」と主張するとともに、「当時の事務員は誰であったか分からない。」と回答しているが、複数の元従業員からは、前述のとおり、「申立当時、社会保険料の手続を行っていた事務員は代表取締役の妻（当時）であった。」との証言を得ており、このことを踏まえれば、営業をしていた代表取締役である申立人が、会社の困窮状況を知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。